

報 告 書

「谷保駅、矢川駅及び国立駅北口周辺における
路上喫煙禁止区域、喫煙場所の指定について」

平成31年1月

駅周辺等喫煙場所に関する庁内検討会

1 はじめに

当市では、2014（平成26）年4月1日に「国立市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止並びに路上喫煙等の制限に関する条例」を施行し、路上喫煙等の制限により地域の環境美化及び受動喫煙の防止を進め、市民等の安心かつ安全で健康な生活の確保に努めている。

国立駅南口周辺においては、同条例施行日から路上喫煙等禁止区域を定めるとともに禁止区域内における指定喫煙場所を設置し、空間分煙を実施しているところである。

谷保駅及び矢川駅周辺については、2015（平成27）年度中の当検討会の中間報告で喫煙場所設置箇所の具体的な候補地を挙げ、設置に向けて関係機関等と協議を進めていくこととしていた。また国立駅北口周辺については、喫煙場所設置箇所の具体的な候補地を見出せなかったことから、引き続き検討することとしていた。しかしその後、谷保駅のエレベーター設置や受動喫煙に対する意識の高まりなどの社会情勢の変化により設置が困難な状況となっており、依然として喫煙場所を設置していないままとなっている。

ここで、受動喫煙に対する国内での意識の高まり、国や都の動向、市民や国立市議会等の声などを踏まえ、2018（平成30）年8月から12月までの間3回にわたり当検討会を開催し、谷保駅、矢川駅及び国立駅北口周辺における路上喫煙禁止区域及び喫煙場所の指定について検討したので、その内容をここに報告します。

2 路上喫煙禁止区域、喫煙場所の指定についての基本的な考え方

喫煙は、相当の昔から愛好者の嗜好として認められてきた歴史もあり、健康被害を防ぐ観点から喫煙を制限することは必要であるが、その権利の全てを否定することも難しいのが現状である。

そこで、路上喫煙禁止区域の指定にあたっては、喫煙者と非喫煙者の権利の共存のため、できる限り区域内に喫煙場所を設けることが望ましい。

喫煙場所については、喫煙者の利便性が高い箇所である方がよいが、一方で、受動喫煙を防ぐため、通行人や周辺施設利用者等にできる限り喫煙による影響が生じない箇所である方がよいと考えられる。

路上喫煙禁止区域については、現行の国立駅南口周辺で設定している区域をベースに、駅乗車人数、商店の所在状況、商業地域への影響、都市計画上の近隣商業地域との関係等を勘案して設定することが適当である。また路上喫煙禁止区域内で喫煙場所の確保ができないのであれば、その区域は、通行人や周辺施設利用者等への受動喫煙を防ぐための必要最小限度の範囲で設定することが適当である。

当検討会では、以上の基本的な考え方をもとに谷保駅、矢川駅及び国立駅北口周辺における路上喫煙禁止区域、喫煙場所について検討した。

3 谷保駅、矢川駅及び国立駅北口周辺における路上喫煙禁止区域、喫煙場所について

(1) 谷保駅周辺

2015（平成27）年度中の当検討会の中間報告では、谷保駅周辺の喫煙場所について、跨線橋下用地が最も適していると評価し、当時設置予定であったエレベーターが設置された際に再検討することとしていた。しかし、今回、庁内検討会の開催にあわせて改めて確認したところ、谷保駅ホームから近接していること、ベンチが設置されていること、タクシー乗り場の目の前であること、歩道の幅が狭いこと、大学通り正面であること等から、当該箇所に喫煙場所を設置することについて住民理解を得ることは困難であるため、候補地について改めて検討を行った。

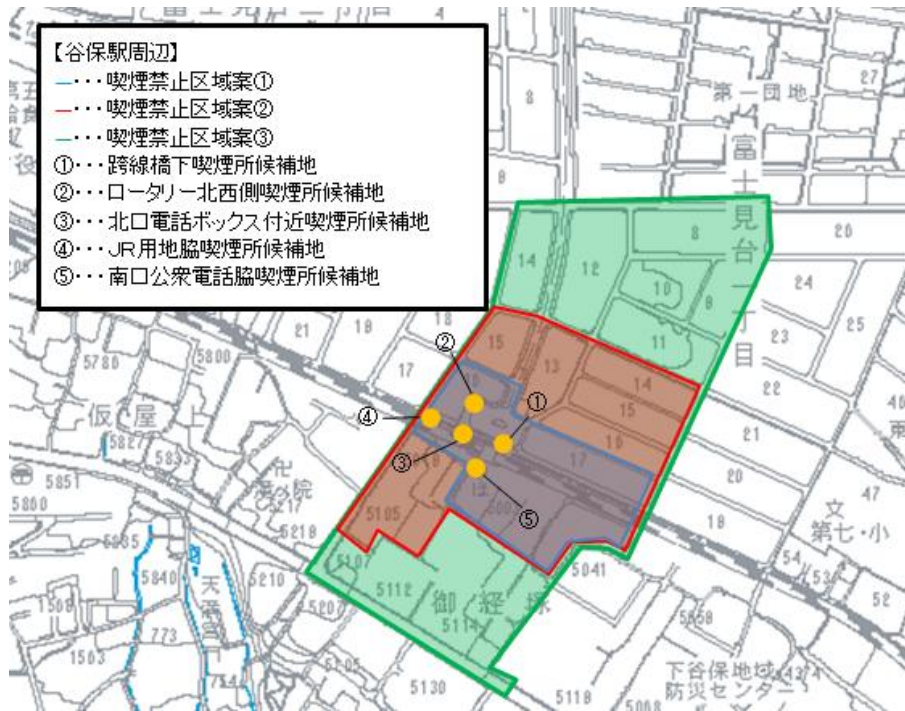
候補地については、2015（平成27）年度中の当検討会の中間報告で挙げられた4候補地に加え、谷保駅南口公衆電話脇を新たな候補地として、以下の5か所の候補地について検討した。

また路上喫煙禁止区域については、駅乗車人数、商店の所在状況、商業地域への影響、都市計画上の近隣商業地域との関係、駅周辺の通行者や周辺施設利用者への喫煙の影響等を総合的に勘案し、候補となる範囲について検討した。

＜谷保駅周辺の指定喫煙場所候補地＞

項目	ア.跨線橋下	イ.ロータリー北西角	ウ.北口電話ボックス西側	エ.JR用地脇	オ.南口電話ボックス脇
不安要素	<ul style="list-style-type: none"> ・駅入口近接で駅利用者、通行人への影響大 ・ホーム近接で駅利用者への影響大 ・ベンチ利用者への影響大 ・タクシー乗り場近接で利用者への影響大 ・大学通り正面のため景観上の理解困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・住居近接で住民への影響大 ・民間事業所近接で利用者への影響大 ・バス停近接で利用者への影響大 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅入口近接で駅利用者、通行人への影響大 ・電話ボックス近接で利用者への影響大 ・民間事業所近接で利用者への影響大 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅入口近接で駅利用者、通行人への影響大 ・JR保線管理用地入口近接で、出入の支障大 ・民間事業所近接で利用者への影響大 ・JR用地のためJRの対応不明 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅入口が近接で駅利用者、通行人への影響大 ・電話ボックス近接で利用者への影響大 ・北口からのアクセスに難あり ・JR用地のためJRの対応不明
住民等の理解	困難	困難	困難	困難	困難

< 指定喫煙場所及び路上喫煙禁止区域候補地図 >



しかしながら、喫煙場所についてはいずれの候補地も上記の表のとおり課題となる要素があり、現時点では、当該候補地に喫煙場所を設置することについて住民等の理解を得ることが困難であるとの評価となった。

路上喫煙禁止区域については、喫煙場所の確保が困難なことから、通行人や周辺施設利用者等への受動喫煙を防ぐための必要最小限度の範囲で設定することが適当であり、現時点では、以下の範囲を路上喫煙禁止区域として指定するべきであるとの結論に至った。

< 谷保駅周辺の路上喫煙禁止区域図 >



(2) 矢川駅周辺

2015（平成27）年度中の当検討会の中間報告では、矢川駅周辺の喫煙場所について、跨線橋下用地が最も適していると評価していた。しかし、今回、庁内検討会の開催にあわせて改めて確認したところ、矢川駅ホームから近接していること、ベンチが設置されていること、バス乗り場の目の前であること、歩道の幅が狭いこと等から、当該箇所に喫煙場所を設置することについて住民理解を得ることは困難であるため、候補地について改めて検討を行った。

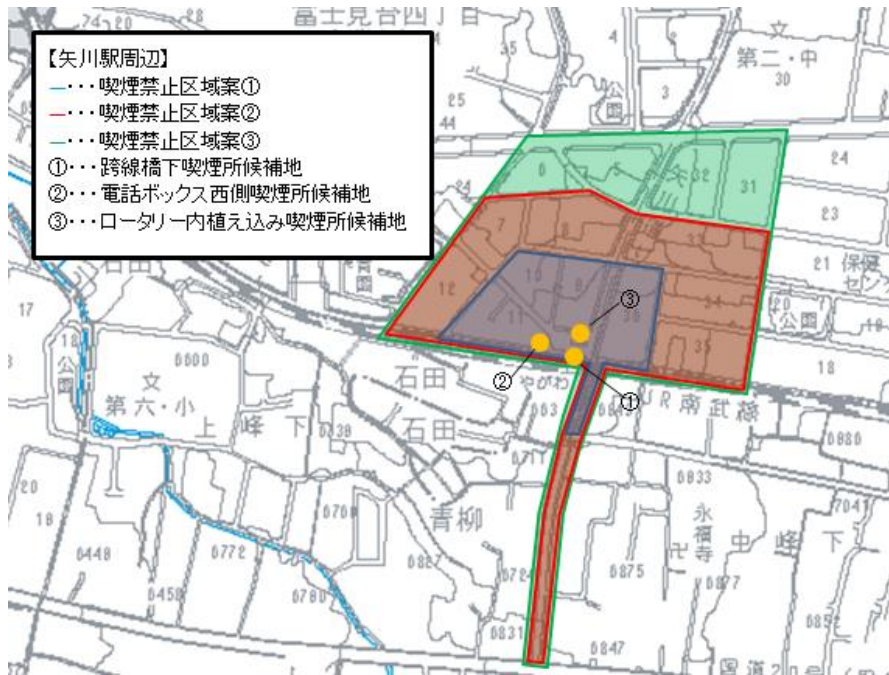
候補地については、2015（平成27）年度中の当検討会の中間報告で挙げられた2候補地に加え、ロータリー内植込みを新たな候補地として、以下の3か所の候補地について検討した。

また路上喫煙禁止区域については、駅乗車人数、商店の所在状況、商業地域への影響、都市計画上の近隣商業地域との関係、駅周辺の通行者や周辺施設利用者への喫煙の影響等を総合的に勘案し、候補となる範囲について検討した。

＜矢川駅周辺の指定喫煙場所候補地＞

項目	ア.跨線橋下	イ.電話ボックス西側	ウ.ロータリー内植込み
不安要素	<ul style="list-style-type: none"> ・駅入口近接で駅利用者、通行人への影響大 ・ホーム近接で駅利用者への影響大 ・ベンチ利用者への影響大 ・バス乗り場近接 ・通行人への影響大 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅入口近接で駅利用者、通行人への影響大 ・ホーム近接で駅利用者への影響大 ・民間事業所近接利用者への影響大 	<ul style="list-style-type: none"> ・花壇を管理している住民の理解が困難 ・花壇のため整地が困難 ・北側から駅入口への動線のため通行人への影響大 ・ロータリー中央のため景観上の理解が困難
住民等の理解	困難	困難	困難

<指定喫煙場所及び路上喫煙禁止区域候補地図>



しかしながら、喫煙場所についてはいずれの候補地も上記の表のとおり課題となる要素があり、現時点では、当該候補地に喫煙場所を設置することについて住民等の理解を得ることが困難であるとの評価となった。

路上喫煙禁止区域については、喫煙場所の確保が困難なことから、通行人や周辺施設利用者等への受動喫煙を防ぐための必要最小限度の範囲で設定することが適当であり、現時点では、以下の範囲を路上喫煙禁止区域として指定するべきであるとの結論に至った。

<矢川駅周辺の路上喫煙禁止区域図>

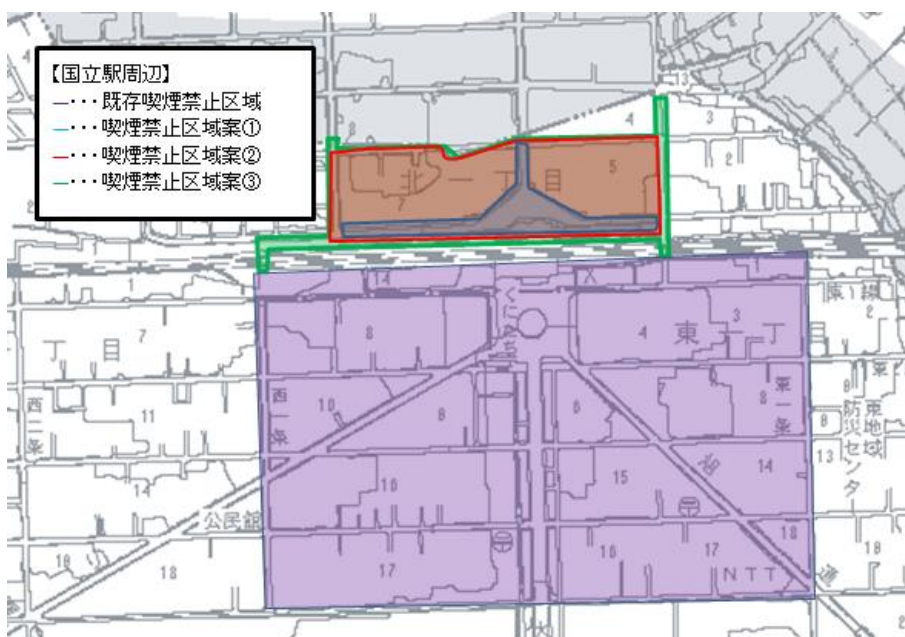


(3) 国立駅北口周辺

2015（平成27）年度中の当検討会の中間報告では、国立駅北口周辺の喫煙場所について、具体的な候補地を見出せなかったことから、引き続き検討することとしていた。今回、庁内検討会の開催にあわせて改めて確認したが、現時点では、喫煙場所として住民等の理解を得ることができうる候補地を見出すことができなかった。

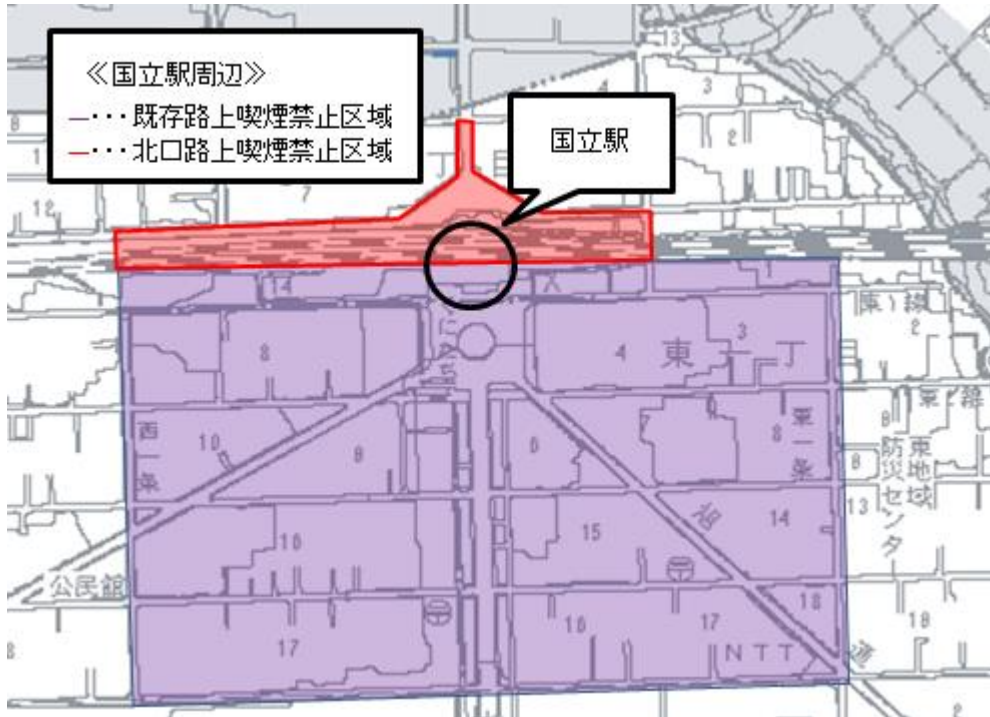
路上喫煙禁止区域については、商店の所在状況、都市計画上の近隣商業地域との関係、南口禁止区域との統一性、駅周辺の通行者や周辺施設利用者への喫煙の影響等を勘案し、候補となる範囲について検討した。

<路上喫煙禁止区域候補地図>



路上喫煙禁止区域については、喫煙場所の確保が困難なことから、通行人や周辺施設利用者等への受動喫煙を防ぐための必要最小限度の範囲で設定することが適当であり、現時点では、以下の範囲を路上喫煙禁止区域として指定するべきであるとの結論に至った。

<国立駅北口周辺の路上喫煙禁止区域図>



4 おわりに

今後は当検討会での検討結果に対する市民等からの意見も踏まえた上で、3駅周辺の路上喫煙禁止区域の指定に向けて、道路管理者、JR、指導啓発業務受託事業者、庁内関係部署その他関係機関と協議等を行い、必要な手続きを進めていくこととする。

実施にあたっては、試行期間を設けるなど、市民等に向けて十分な事前周知を図るものとする。

駅周辺等喫煙場所に関する庁内検討会委員名簿

平成31年1月1日現在

役職	氏名	所属等
会長	橋本 祐幸	生活環境部長
副会長	橋本 和美	健康福祉部健康づくり担当課長
委員	黒澤 重徳	政策経営部政策経営課長
	清水 紀明	生活環境部環境政策課長
	中村 徹	生活環境部ごみ減量課長
	立川 浩平	都市整備部南部地域まちづくり課長
	中島 広幸	都市整備部道路交通課長
	中道 洋平	都市整備部富士見台地域まちづくり担当課長

駅周辺等喫煙場所に関する庁内検討会開催経過

開催回数	開催年月日	検討内容
第21回	平成30年8月28日	谷保駅、矢川駅周辺における喫煙禁止区域、喫煙場所の指定に関する検討について ①喫煙禁止区域の必要性及び範囲について ②喫煙場所の候補地について
第22回	平成30年10月29日	谷保駅、矢川駅、国立駅北口周辺における喫煙禁止区域、喫煙場所の指定に関する検討について ①喫煙禁止区域の範囲について ②喫煙場所の候補地について
第23回	平成30年12月27日	谷保駅、矢川駅、国立駅北口周辺における喫煙禁止区域、喫煙場所の指定に関する検討について ①喫煙禁止区域の範囲について ②報告書案の確認について